

第2章 対象事業の目的及び内容

1 対象事業の名称

郡山市河内クリーンセンター再整備事業（以下「本事業」という。）

2 対象事業の種類

廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）の設置

（福島県環境影響評価条例施行規則 別表第1第6号ウ）

3 対象事業の目的

郡山市（以下「本市」という。）では、表2.3-1に示す河内クリーンセンターと富久山クリーンセンターの2施設体制で本市から排出される一般廃棄物の処理を実施している。そのうち河内クリーンセンターは、昭和59年2月の竣工から41年が経過しており、再整備が必要な状況となっている。

一方、令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進などに関する法律（以下「プラ新法」という。）」では、市区町村はプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・リサイクルに必要な措置を講ずるよう努めなければならない、と示されている。さらに、令和5年6月に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」では、脱炭素化と資源循環の一体的推進に向けた目標が定められている。

本事業は、最新のごみ処理技術を導入し、安定的なごみ処理体制の構築とともに、ごみ処理に伴うエネルギーの積極的活用によって、地球温暖化防止対策、資源循環型社会の推進に資するよう次期ごみ処理施設を整備することを目的とする。

表 2.3-1 現有施設の概要

区分		富久山クリーンセンター	河内クリーンセンター
所在地		富久山町福原字北畑 1-2	逢瀬町河内字西午房沢 59
敷地面積		36,200 m ²	68,000 m ²
建築面積		7,585 m ²	6,432 m ²
延床面積		18,850 m ²	13,325 m ²
焼却施設	焼却能力	300 t/日 (150 t/24h×2 炉)	300 t/日 (150 t/24h×2 炉)
	炉形式	全連続燃焼式ストーカ型	全連続燃焼式ストーカ型
	発電能力	1,995 kW (逆送電あり)	1,700 kW (逆送電あり)
	竣工年月	1996 (平成 8) 年 3 月	1984 (昭和 59) 年 2 月
粗大施設	処理能力	80 t/5h×1 基 (不燃ごみ 20t/5h・ 粗大ごみ 60 t/5h)	70 t/5h×1 基
	破碎機形式	衝撃剪断併用回転方式	衝撃剪断併用回転方式
	竣工年月	1996 (平成 8) 年 3 月	1984 (昭和 59) 年 2 月
リサイクルプラザ	処理能力	35 t/5h×1 基 (びん：16.3 t/5h、 ペットボトル：1.4 t/5h、 プラスチック製容器包装 17.3 t/5h)	—
	竣工年月	2000 (平成 12) 年 3 月	

4 対象事業を実施する区域の位置

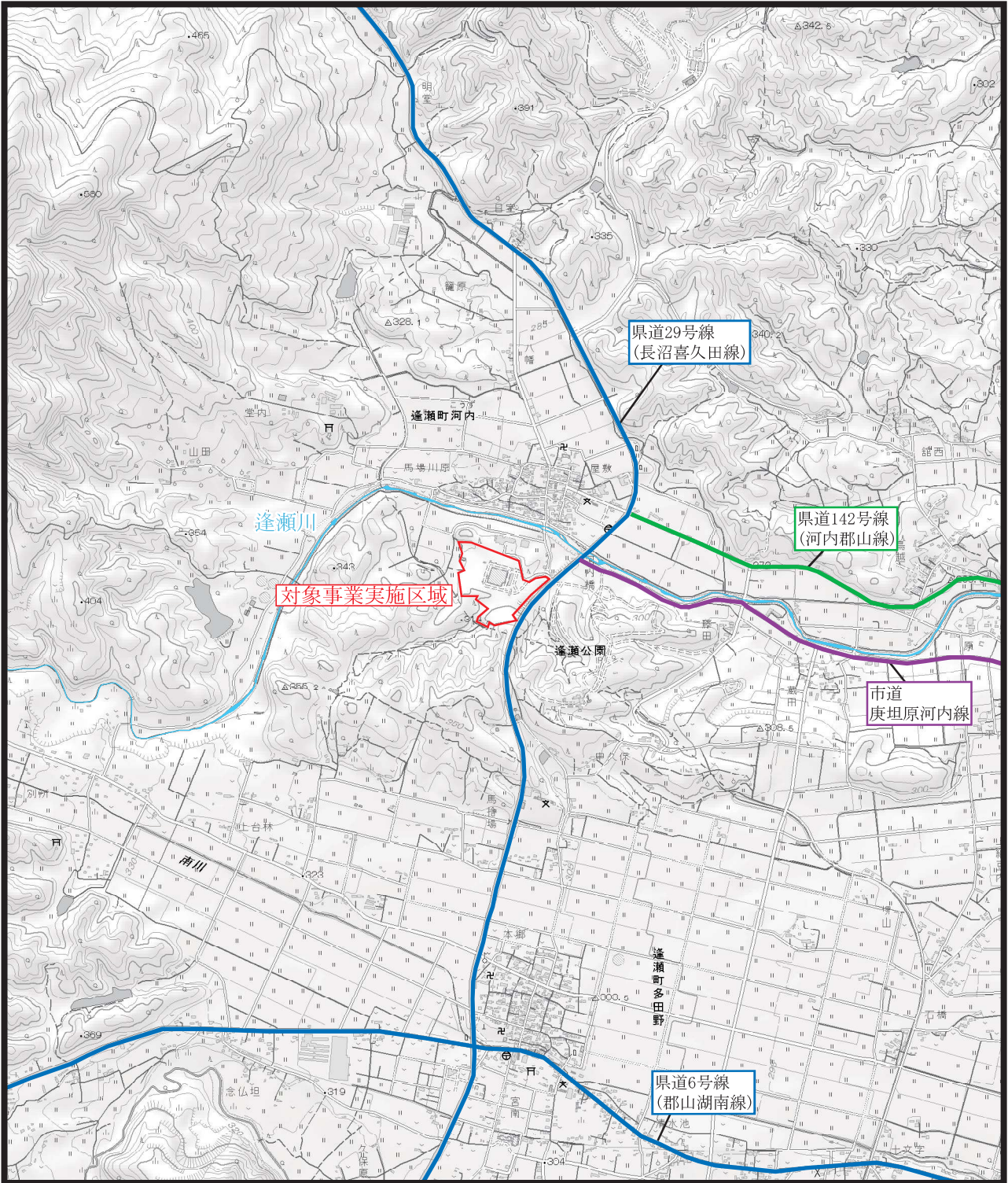
位置：福島県郡山市逢瀬町河内字西午房沢 59

(図 2.4-1 参照。以下「対象事業実施区域」という。)

面積：約 68,000 m²


対象事業実施区域は本市の西寄りに位置し、計画施設は現有施設の西側の敷地(現状:グラウンド)に整備する。対象事業実施区域の東側は福島県道 29 号長沼喜久田線に接し、その東側は「県営逢瀬公園」となっている。また、北側には逢瀬川が西から東に流れている。


なお、対象事業実施区域及びその周辺は山林、農用地が広がっているが、対象事業実施区域の北、約 200m は宅地となっている。




凡例

 : 対象事業実施区域

 : 主要な河川

 : 主要地方道

 : 一般県道

 : 市道



S = 1 : 25,000




「電子地形図 25000 (国土地理院)」を加工して作成


図2. 4-1 (1/4) 対象事業実施区域




凡例

 : 対象事業実施区域

 : 主要な河川

 : 主要地方道

 : 一般県道

 : 市道

空中写真 : Google Earth

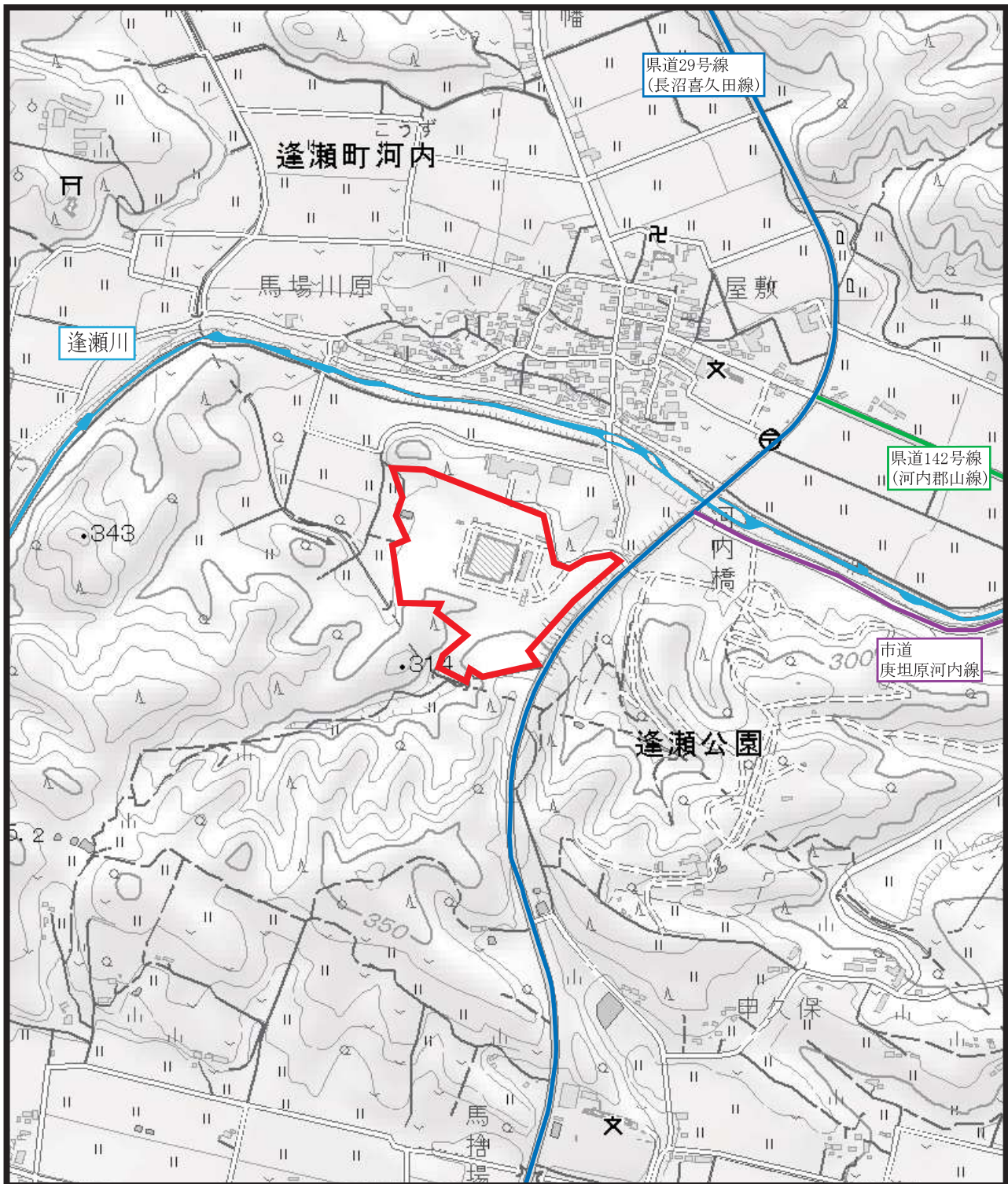
撮影 : 2025年4月25日



S = 1 : 25,000



図2. 4-1 (2/4) 対象事業実施区域



凡例

-  : 対象事業
実施区域
-  : 主要な河川
-  : 主要地方道
-  : 一般県道
-  : 市道



S = 1:10,000



「電子地形図 25000 (国土地理院)」を加工して作成

図2. 4-1 (3/4) 対象事業実施区域



凡例

-  : 対象事業
実施区域
-  : 主要な河川
-  : 主要地方道
-  : 一般県道
-  : 市道

空中写真 : Google Earth

撮影 : 2025年4月26日



S = 1 : 10,000



図2.4-1(4/4) 対象事業実施区域

5 対象事業の規模

ごみ焼却施設：最大 213t/日（約 8.9t/h）

※現時点で想定する施設規模であり、今後変更となる可能性がある。

6 対象事業の実施期間

本事業に係る計画施設供用開始までの全工程は表 2.6-1 に示すとおりである。

環境影響評価の手続きは令和 7 年度から令和 10 年度まで実施予定である。並行して施設整備基本計画を令和 7 年度～令和 8 年度の 2 年かけて策定し、令和 8 年度に PFI 導入可能性調査、令和 10 年度から事業者選定に着手、令和 12 年度から設計・建設工事を実施し令和 16 年度の供用開始を予定している。

表 2.6-1 対象事業の全体工程

	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16
施設整備基本構想	■										
施設整備基本計画		■	■								
環境影響評価		■	■	■	■						
PFI導入可能性調査			■								
事業者選定					■	■					
設計・建設工事							■	■	■	■	■

注：現時点で想定するスケジュールであり、今後変更となる可能性がある。

7 対象事業の供用時において使用される機材及び設置されることとなる建築物の種類並びにそれらの配置計画の概要

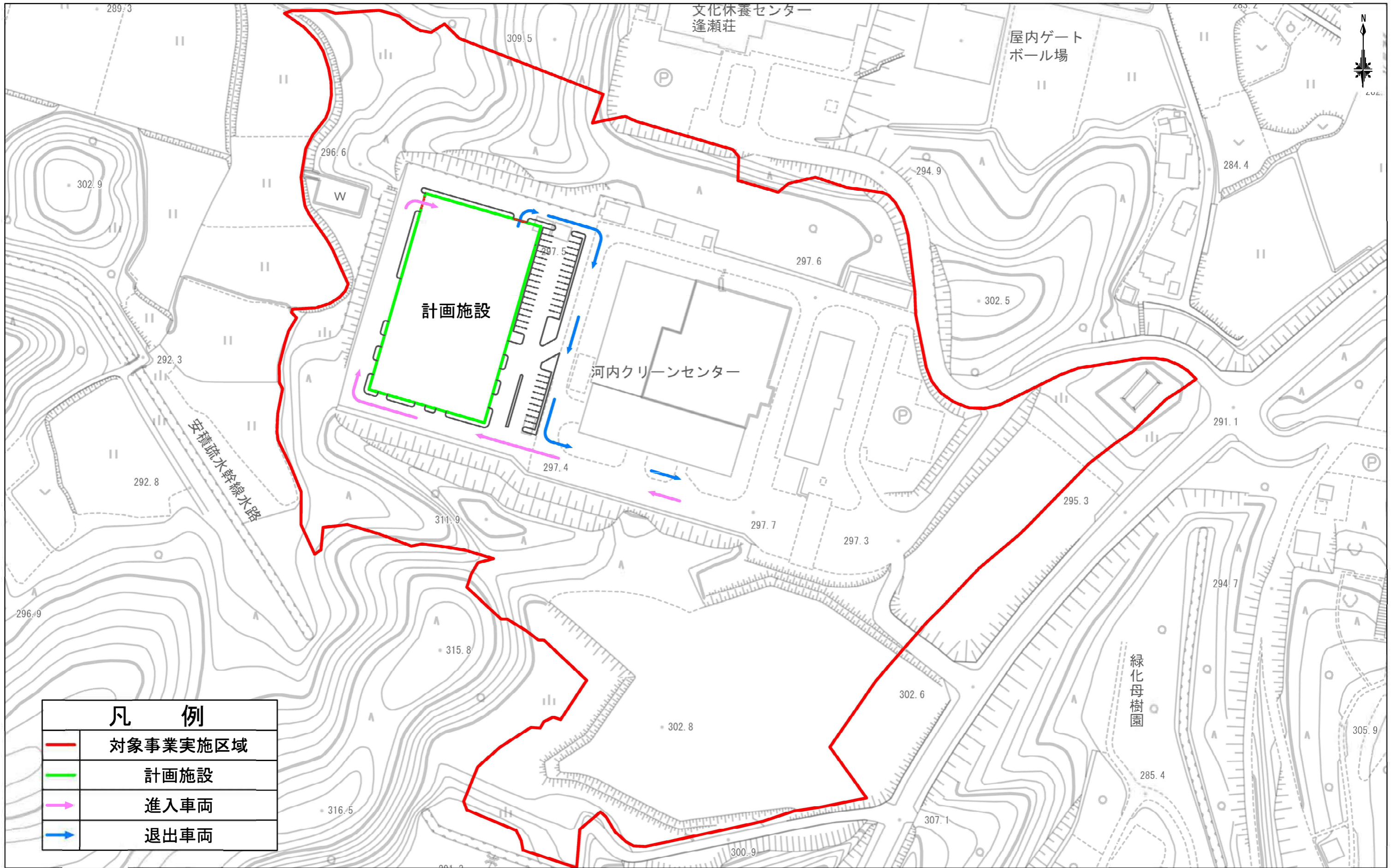
7.1 施設の供用開始時期

供用開始時期：令和 16 年度

7.2 施設配置計画

施設配置計画（案）は図 2.7.2-1 に示すとおりである。

(空白)



0m 50m 100m

図2.7.2-1 施設配置計画 (案)

注：現時点で想定する配置計画であり、今後変更となる可能性がある。

7.3 ごみ処理計画

1) 施設規模算定

施設規模算定は表 2.7.3-1 に示すとおりである。

表 2.7.3-1 施設規模算定

項目	単位	計画達成時	計画未達成時	備考
① 計画収集人口	人	310,000	310,000	郡山市人口ビジョン（2020改訂版）より
② 計画1人1日平均排出量	g/人・日	843	969	一般廃棄物処理基本計画より
③ 計画直接搬入量（汚泥+あわせ産廃）	t/日	9	9	実績値より算定
④ 計画年間日平均処理量	t/日	270	309	①×②÷1,000,000+③
⑤ 計画年間平均処理量	t/年	98,550	112,785	④×365日
⑥ 富久山クリーンセンターでの処理量	t/日	155	155	R3～R5の実績平均値÷365日
⑦ 実稼働率	-	0.795	0.795	(365日-⑧)÷365日
⑧ 年間停止日数	日	75	75	
⑨ 災害廃棄物を除く施設規模	t/日	145	194	(④-⑥)÷⑦
⑩ 災害廃棄物	t/日	15	19	⑧×10%
⑪ 災害廃棄物を含む施設規模	t/日	160	213	⑨+⑩
備考				
⑥ 富久山クリーンセンターでの処理量 2施設体制での処理となるため、既設の富久山クリーンセンターの処理量を差し引く必要がある。				
⑦ 実稼働率 290日（年間実稼働日数）÷365日				
⑧ 年間停止日数 計画停止（整備補修・補修点検・全停止期間含む）61日+ピット調整10日+予定外停止4日=75日				

2) 処理方式の選定

令和6年度に策定した施設整備基本構想では、可燃ごみの中間処理技術として、表2.7.3-2に示す循環型社会形成推進交付金の交付対象となる7種類の区分を取り上げ、それぞれの得失を整理している。

表 2.7.3-2 循環型社会形成推進交付金の交付対象施設として取り上げた施設

施設区分	施設の種類の種類
エネルギー回収型 廃棄物処理施設	a. ごみ焼却施設
	b. ごみ焼却施設+メタンガス化施設
	c. R D F 化施設
	d. B D F 化施設
	e. 炭化施設
有機性廃棄物 リサイクル処理施設	f. ごみ飼料化施設
	g. ごみ高速堆肥化施設

一方、現在着手している施設整備基本計画では、上表のうち、d. は廃食用油のみを、f. と g. は厨芥ごみのみを処理対象としており、新施設での処理が望まれる可燃ごみ全般と、破碎選別可燃残渣、資源物選別可燃残渣、し尿処理汚泥の全てに対応できないため、検討対象から除外している。

また、c. と e. については、生成した固形燃料や炭化物を長期間安定して利用する受け入れ先が確保できなければ、継続的な廃棄物処理に支障を来すこととなり、この受け入れ先の確保が著しく困難なことから、近年、全国的に見てもその採用事例はきわめて少ない状況にある。(過去10年間でe. において一事例のみ。) したがって、c. と e. についても、検討対象から除外している。よって、今後の施設整備基本計画では表2.7.3-3に示す処理方式の中から処理方式を選定する予定である。

表 2.7.3-3 ごみ焼却施設の種類

施設の種類の種類	処理方法	処理方式
ごみ焼却施設	焼 却	ストーカ式
		流動床式
	焼却+灰溶融	ストーカ式
		流動床式
	ガス化溶融等	シャフト炉式ガス化溶融
		流動床式ガス化溶融
		キルン式ガス化溶融
		ガス化改質

3) 施設諸元

計画施設の諸元は表 2.7.3-4 に示すとおりである。

表 2.7.3-4 計画施設の諸元

項目	計画諸元							
処理能力	最大213t/日 (約8.9t/h)							
処理対象ごみ	燃やしてよいごみ (家庭系・事業系)、可燃性粗大ごみ、衛生処理センターから排出される汚泥							
処理方式	焼却		焼却+灰溶融		ガス化溶融等			
	ストーカ式	流動床式	ストーカ式	流動床式	シャフト炉式	流動床式	キルン式	ガス化改質
排ガス処理設備	ろ過式集じん器 (バグフィルタ)、乾式有害ガス除去装置、活性炭吹込装置							
煙突高さ	59m (予定)							
構造	検討中							
熱回収方法	検討中							
運転計画	検討中							
給水設備	生活用水：上水 プラント用水：上水							
排水処理設備	原則として、生活系排水、プラント系排水ともに、処理後、施設内での再利用を図るものとするが、余剰水は逢瀬川に放流する。							
供用開始目標	令和16年度							

8 対象事業の内容に関する事項であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの

8.1 公害防止及び環境保全に関する計画

1) 大気汚染防止対策

計画施設では表 2.8.1-1 に示した計画目標値を設定する予定であり、大気汚染防止対策は、現段階において以下に示す事項を検討している。

- ・施設の稼働に伴い発生する排出ガスは、「大気汚染防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「福島県生活環境の保全等に関する条例」等に規定する規制基準を遵守するとともに、自主基準値を定め計画目標値とする。また、稼働時はモニタリングを実施し、適正な運転・管理を行う。
- ・排出ガス処理施設を設置し、適正な運転・管理を行う。
- ・燃焼温度、ガス滞留時間等の管理により、安定燃焼の確保に努め、ダイオキシン類の再合成防止を図り、適正な運転・管理を行う。

表 2.8.1-1(1/2) 公害防止基準（大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法）

項目		計画目標値 (計画施設)	基準値 (既存施設)	法令基準値 (新設)
ばいじん	(g/m ³ N)	0.02	0.02	0.04~0.08
硫黄酸化物	(ppm)	30	30	K値=17.5
窒素酸化物	(ppm)	100	100	250
塩化水素	(mg/m ³ N)	—	—	700
	(ppm)	100	100	約430
ダイオキシン類	(ng-TEQ/m ³ N)	0.1	1	0.1~1
水銀	(μg/m ³ N)	30	50(既設基準)	30

注：1) 排ガス濃度は、乾きガス酸素濃度12%換算値を示す。

2) ダイオキシン類の計画目標値は、「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」(平成9年1月：ごみ処理に係るダイオキシン類削減対策検討会)で示された基準値による。

表 2.8.1-1(2/2) 公害防止基準（福島県生活環境の保全等に関する条例）

単位：mg/m³N

施設の種類 (廃棄物焼却炉)	計画目標値 (計画施設)	基準値 (既存施設)	条例基準値
カドミウム	1	1	1
弗素、弗化水素及び弗化珪素	10	10	10
鉛及びその化合物	10	10	10
銅及びその化合物	10	10	10
亜鉛及びその化合物	10	10	10
シアン化水素	1	1	1
砒素及びその化合物	1	1	1
クロム及びその化合物	1	1	1

2) 水質汚濁防止対策

計画施設における生活用水、プラント用水には上水を使用する。

計画施設では、原則として、生活系排水、プラント系排水ともに、処理後、施設内での再利用を図るものとするが、余剰水が発生した場合には逢瀬川に放流する。

なお、「水質汚濁防止法」、「大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」及び「福島県生活環境の保全等に関する条例」等に規定する規制基準を遵守するとともに、自主基準値を定め、表 2.8-1-2 に示す計画目標値を設定する予定である。

表 2.8.1-2(1/2) 公害防止基準（有害物質）

種 類	計画目標値 (計画施設)	法令等基準値 (水質汚濁防止法)	法令等基準値 (大気汚染防止法に 基づく排出基準 及び水質汚濁防止法 に基づく排水基準 を定める条例)	法令等基準値 (福島県生活環境の 保全等に関する 条例施行規則)
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L	0.03mg/L	—	0.03mg/L
シアン化合物	0.5mg/L	1mg/L	最大0.5mg/L	0.5mg/L
有機燐化合物（パラチオン、 メチルパラチオン、メチルジ メトン及びEPNに限る）	1mg/L	1mg/L	—	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L	0.1mg/L	—	0.1mg/L
六価クロム	0.2mg/L	0.5mg/L	最大0.2mg/L	0.2mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L	0.1mg/L	—	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005mg/L	0.005mg/L	—	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	検出されないこと。	—	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	0.003mg/L	—	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L	0.1mg/L	—	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	0.1mg/L	—	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L	0.2mg/L	—	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L	0.02mg/L	—	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	0.04mg/L	—	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	1mg/L	—	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	0.4mg/L	—	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L	3mg/L	—	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	0.06mg/L	—	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	0.02mg/L	—	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L	0.06mg/L	—	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L	0.03mg/L	—	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L	0.2mg/L	—	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L	0.1mg/L	—	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L	0.1mg/L	—	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	10mg/L	10mg/L	—	10mg/L
ふっ素及びその化合物	8mg/L	8mg/L	—	8mg/L
アンモニア、アンモニウム化 合物、亜硝酸化合物及び硝酸 化合物	100mg/L	100mg/L	—	100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L	0.5mg/L	—	0.5mg/L

注：既存施設と同じ数値を計画目標値として設定する。

表 2.8.1-2(2/2) 公害防止基準（その他の排出水の汚染状態）

種 類	計画目標値 (計画施設)	法令等基準値 (水質汚濁防止法)	法令等基準値 (大気汚染防止法に 基づく排出基準 及び水質汚濁防止法 に基づく排水基準 を定める条例)	法令等基準値 (福島県生活環境の 保全等に関する 条例施行規則)
水素イオン濃度 (pH)	5.8以上8.6以下	5.8以上8.6以下	—	5.8以上8.6以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	25mg/L (日間平均20mg/L)	160mg/L (日間平均120mg/L)	25mg/L (日間平均20mg/L)	40mg/L (日間平均30mg/L)
浮遊物質 (SS)	70mg/L (日間平均50mg/L)	200mg/L (日間平均150mg/L)	70mg/L (日間平均50mg/L)	70mg/L (日間平均50mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	1mg/L	5mg/L	—	1mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油類含有量)	10mg/L	30mg/L	10mg/L	10mg/L
フェノール類含有量	1mg/L	5mg/L	1mg/L	1mg/L
銅含有量	2mg/L	3mg/L	2mg/L	2mg/L
亜鉛含有量	2mg/L	2mg/L	—	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L	10mg/L	—	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L	10mg/L	—	10mg/L
クロム含有量	2mg/L	2mg/L	—	2mg/L
大腸菌数	日間平均800CFU/mL	日間平均800CFU/mL	—	日間平均800CFU/mL
窒素含有量	120mg/L (日間平均60mg/L)	120mg/L (日間平均60mg/L)	—	120mg/L (日間平均60mg/L)
磷含有量	16mg/L (日間平均8mg/L)	16mg/L (日間平均8mg/L)	—	16mg/L (日間平均8mg/L)

注：既存施設と同じ数値を計画目標値として設定する。

3) 騒音・振動防止対策

計画施設では表 2.8.1-3 及び 2.8.1-4 に示した計画目標値を設定する予定であり、騒音・振動防止対策は、現段階において以下に示す事項を検討している。

- ・騒音規制法、振動規制法、福島県生活環境の保全等に関する条例及び郡山市振動防止対策指針に規定する規制基準値を計画目標値とし、遵守する。
- ・騒音発生機械設備は、騒音の少ない機種を選定する。
- ・特に大きな騒音を発生する機器は、必要により防音構造の室内への収納、又は必要により消音器を設けるなどの対策を講じる。
- ・騒音の伝搬経路となる吸気口・排気口に関連して、防音タイプのガラの選定やそれらの位置に留意した機器配置を検討する。

表 2.8.1-3 騒音に係る公害防止基準

単位：dB

時間帯区分	計画目標値 (計画施設)	基準値 (既存施設)	法令等基準値 (騒音規制法) (福島県生活環境の保全等 に関する条例)
朝 6:00～ 7:00	55	55	55
昼間 7:00～19:00	60	60	60
夕 19:00～22:00	55	55	55
夜間 22:00～ 6:00	50	50	50

表 2.8.1-4 振動に係る公害防止基準

単位：dB

時間帯区分	計画目標値 (計画施設)	基準値 (既存施設)	法令等基準値 (振動規制法) (福島県生活環境の保全等 に関する条例)
昼間 7:00～19:00	65	65	65
夜間 19:00～ 7:00	60	60	60

4) 悪臭防止対策

計画施設では表 2.8.1-5 に示した計画目標値を設定する予定であり、悪臭防止対策は、現段階において以下に示す事項を検討している。

- ・郡山市悪臭防止対策指針に規定する規制基準値を計画目標値とし、遵守する。また、工事中、供用時は、モニタリングを実施し、適切な運転・管理を行う。
- ・悪臭発生箇所には、負圧管理、密閉化、炉停止時の脱臭等を行い、また電気・空調設備等の各諸室の関連に配慮する等適切な臭気対策を講じる。
- ・特にごみピットの屋根は気密性を確保し悪臭の漏れない構造とする。

表 2.8.1-5 悪臭に係る公害防止基準（臭気指数）

項目	計画目標値 (計画施設)	基準値 (既存施設)	法令等基準値 (郡山市 悪臭防止対策指針)
敷地境界 1号規制	15	15	15
排出口 2号規制	排出口高さ：地上5m以上30m未満	33	—
	排出口高さ：地上30m以上50m未満	35	—
	排出口高さ：地上50m以上	38	—

8.2 廃棄物運搬車両運行計画

1) 搬入時間

計画施設への廃棄物の搬入時間は、以下のとおりとする。

受付日：月曜日から金曜日

※土曜日（第2、第4土曜日は開場）

祝日の場合、開場する

受付時間：（月曜日から金曜日）8時30分から16時00分

（第2、第4土曜日）8時30分から11時30分

2) 搬入・搬出車両台数

搬入・搬出車両台数は令和6年度実績をもとに表2.8.2-1に示す台数を見込んでいる。

表 2.8.2-1 搬入・搬出車両台数

種 別			車 種	台 数		備 考
				年間	日最大	
搬入車両	収集車両	可燃ごみ	1.5～4tパッカー車	15,667	170	
		粗大ごみ	2～4t平ボディ車	202	3	可燃性のみ
	直接搬入車両		軽四～10tコンテナ車	64,036	447	
	薬品搬入車両		2tローリー～12tバルク車	107	2	
搬出車両	残渣	主 灰	2～5tダンプ	2,036	24	混合して搬出
		飛 灰				
	資源物		2～10tトラック	229	6	
合 計				82,277	652	

3) 主な搬出入道路

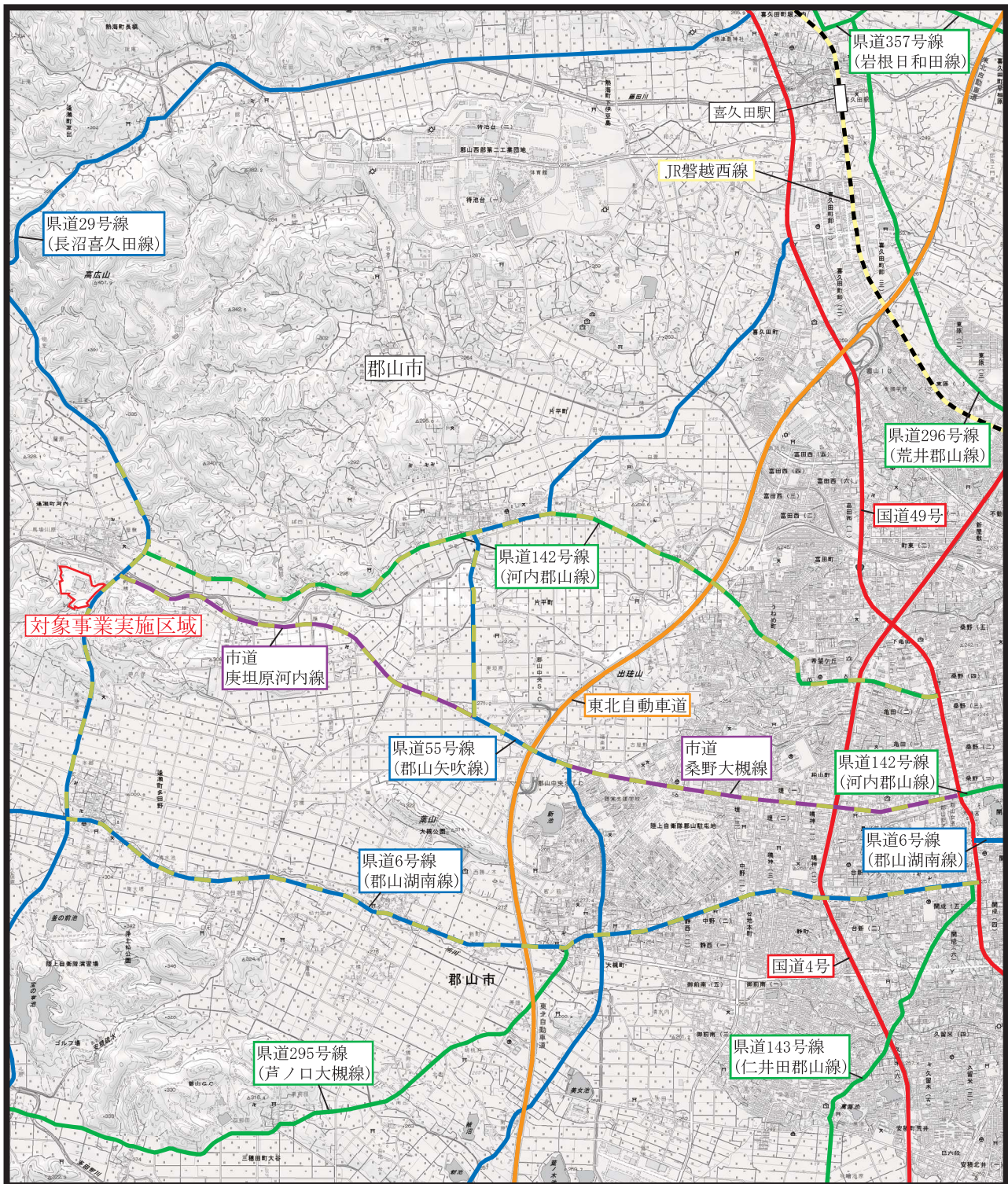
廃棄物運搬車両の搬出入道路は、図2.8.2-1に示すとおりである。

対象事業実施区域は、県道29号線（長沼喜久田線）に接しており、主な搬入道路は、当該路線のほか、県道142号線（河内郡山線）、市道庚垣原河内線、県道6号線（郡山湖南線）を通るルートが大勢を占める。

4) 廃棄物運搬車両による負荷の軽減

廃棄物運搬車両による道路環境への負荷の軽減のため、以下に示す対策を検討する。具体的な対策内容は、今後確定する予定である。

- ・一般公道に搬入待ちの車両が滞留しないよう対象事業実施区域内に十分な滞留スペースを設ける。
- ・敷地内での空ぶかしの抑制・アイドリングストップ等を行い、適正な走行に努めるよう指導する。
- ・ごみ収集車両等の走行距離、搬入回数の削減に向け、効率的なごみ収集体制を検討する。



凡例

- : 対象事業実施区域
- : 一般国道
- : 主要地方道
- : 一般県道
- : 市道
- : 東北自動車道
- : 鉄道
- : 想定主要走行ルート



S = 1 : 50,000



「電子地形図 25000 (国土地理院)」を加工して作成

図2.8.2-1 廃棄物運搬車両の搬出入道路

出典：「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査」(国土交通省)

8.3 工事計画

1) 工事の概要

本事業の工事は、表 2.8.3-1 に示すとおり、施設建設のための土木建築工事、プラント工事、外構工事、試運転を想定している。

また、工事期間は令和12年度から令和16年度の5年間で予定している。

表2.8.3-1 工事の内容

項目		工事内容
計画施設建設工事	土木建築工事	土木建築工事としての工場棟、煙突等の工事は、クレーンによる鉄骨及び鉄筋の組み立てを行い、コンクリートを打設する。
	プラント工事	土木建築工事と並行してプラント工事を実施する。プラント機器は、トラックにより搬入し、組み立て、据え付けはクレーン等を用いて行う。
	外構工事	場内道路の整備、場内排水設備、門扉、圍障、外灯等の設備や植栽等を行う。
	試運転	プラント工事完了後に試運転を行い、処理能力及び公害防止機能等を確認する。

2) 資材運搬等の車両の主な搬出入道路

資材運搬等の車両の主な搬出入道路についても、廃棄物運搬車両と同様に県道 142 号線（河内郡山線）、市道庚坦原河内線、県道 6 号線（郡山湖南線）を通るルートとなる（図 2.8.2-1 参照）。

3) 環境保全に関する計画

(1) 大気汚染防止対策

- ・建設機械は、極力排ガス対策型(低公害型)の建設機械を使用する。
- ・敷地境界には工事用仮囲い等を設置するほか、敷鉄板の設置、散水等を実施し、粉じん等の飛散防止を図る。
- ・資材運搬等の車両は実行可能な範囲で、排出ガス規制適合車及び低燃費車等の低公害車を使用する。
- ・資材運搬等の車両が、特定の日時、場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。
- ・資材運搬等の車両のタイヤに付着した泥・土の飛散を防止するために、工事関係車両出入口付近にて水洗いを行う。

(2) 騒音・振動防止対策

- ・建設機械は、極力低騒音型、低振動型の建設機械を使用する。
- ・敷地境界又は工事区域の境界上に、工事用仮囲い等を設置し、騒音の伝播防止を図る。

(3) 水質汚濁対策

- ・工事中に発生する濁水は、沈砂池を活用することにより、濁水の発生を抑制する。

(4) 土壌汚染防止

本環境影響評価の実施と並行して、汚染の恐れの有無を調査中である。汚染の恐れが確認された場合には、土壌汚染対策法に準じて対応するものとする。

(5) 廃棄物発生抑制

- ・工事中に発生した廃棄物等については、関係法令等を遵守して、適正処理を図るとともに、分別回収を徹底し、実行可能な範囲で減量化及び再利用、再資源化に努める。
- ・再生資材及び再利用資材の活用に努める。
- ・建設残土について場内での再利用に努め、搬出量を抑制する。

(6) 温室効果ガス発生抑制

- ・資材運搬等の車両は、実行可能な範囲内で低燃費車を使用する。
- ・資材運搬等の車両の過積載防止を徹底する。
- ・資材運搬等の車両の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップの励行等のエコドライブに努める。

(7) その他（交通安全対策）

- ・ 資材運搬等の車両の主要走行ルートを設定する。
- ・ 資材運搬等の車両は、速度や積載量等の交通規制を遵守する。
- ・ 資材運搬等の車両が、特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。
- ・ 交通誘導員を配置し、歩行者等の安全を確保する。